

# 農畜水産物等の放射性物質検査計画（平成27年度第2四半期分）

宮 城 県  
平成27年7月1日

「農畜水産物等の放射性物質検査について」(平成27年3月20日付け食安発0320第1号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、以下「検査通知」という。)に基づき、県内で生産される農産物、林産物、畜産物、水産物、野生鳥獣及び県内で販売される食品の検査計画を下記のとおり策定しましたのでお知らせします。

## 記

### 1 検査対象品目

検査通知の別紙の3に掲げる品目のうち、県内で生産され、又は販売される次の食品

#### (1) 農産物

下記品目のうち、計画期間に収穫期を迎える品目

ア 国民の摂取量を勘案した主要品目

##### (ア) 淡色野菜類

ダイコン、キャベツ、ハクサイ、タマネギ、キュウリ

##### (イ) 緑黄色野菜類

ニンジン、ホウレンソウ、トマト

##### (ウ) イモ類

ジャガイモ、サツマイモ、サトイモ

##### (エ) 果実類

柑橘類、リンゴ、ブドウ、ナシ

イ 生産状況を勘案した主要品目

ホウレンソウ、いちご、なす、そらまめ、こまつな、みずな、しゅんぎく、レタス、ブロッコリー、ねぎ、こねぎ、にら、えだまめ、つるむらさき

ウ その他

穀類（米、麦類、そば）及び豆類（大豆）については、個別計画により対応する。

#### (2) 林産物

下記品目のうち、計画期間に収穫期を迎える品目

ア 基準値を超える放射性セシウムが検出された品目（露地物を優先して選択。栽培物を含む。）

原木しいたけ（露地栽培）、原木むきたけ（露地栽培）、野生きのこ類、うど、くさそてつ（こごみ）、こしあぶら、ぜんまい、たけのこ、たらのめ、ねまがりたけ、ふき、ふきのとう、わらび

イ 基準値の1／2を超える放射性セシウムが検出された品目（アに掲げる品目を除く。）（露地物を優先して選択。栽培物を含む。）

原木しいたけ（施設栽培）、原木ぶなはりたけ（露地栽培）、うわばみそう（みづ）、みょうが、もみじがさ（しどけ）

ウ 生産状況を勘案した主要品目

菌床しいたけ，菌床なめこ，菌床まいたけ，菌床きくらげ，原木なめこ（露地栽培），原木くりたけ（露地栽培），原木まいたけ（露地栽培），さんしょう

(3) 畜産物

ア 原乳

県内の5箇所の集乳施設（クーラーステーション等）からそれぞれ採取した原乳について検査を行う。

イ 牛肉

「出荷・検査方針」（平成23年8月19日原子力災害対策本部長へ提出、平成24年10月1日見直し）に基づき、肥育牛及び廃用牛等の出荷時検査を行う。（ただし、廃用牛については事前に生体検査を実施する。）

(4) 水産物

下記品目のうち、計画期間に漁獲される海産魚種及び内水面魚種

ア 基準値の1／2を超える放射性セシウムが検出された品目

(ア) 海産魚種

ヒラメ，カレイ類（2群），アイナメ，メバル・ソイ・カサゴ類（主な生息域が100m以浅の品目），サメ・エイ類，クロダイ，スズキ

(イ) 内水面魚種

ワカサギ，イワナ・ヤマメ・マス類，ウグイ・フナ類・コイ・モツゴ，ウナギ，アユ，アメリカナマズ，スジエビ

イ 生産状況を勘案した主要品目

アジ類，スケソウダラ，アンコウ類，ニベ・グチ類・トクビレ類，タイ類（クロダイ類除く）・マトウダイ類，ウミタナゴ，イカナゴ（親），ウニ類，ドジョウ，バス類，無脊椎動物，イカナゴ稚魚・イワシ類の稚魚，シラウオ類，イワシ類・サバ類，ブリ類，ギス・アオメエソ・イシナギ類，タチウオ，シロギス，ギンザケ，貝類，海藻類，イカ・タコ類，マダラ，エゾイソアイナメ，ホウボウ・サブロウ，ボラ，フグ類，アナゴ類，マゴチ，アサリ，オオクチバス，甲殻類

(5) 野生鳥獣

下記品目のうち計画期間に捕獲される野生鳥獣の肉類

ア 基準値を超える放射性セシウムが検出された品目

イノシシ，ツキノワグマ，ニホンジカ

イ 基準値の1／2を超える放射性セシウムが検出された品目（アに掲げる品目を除く。）

カルガモ，キジ

(6) 食品

本県において流通している食品（生産者及び製造・加工者の情報が明らかなもの）（乾燥きのこ類，乾燥海藻類，乾燥魚介類，乾燥野菜類及び乾燥果実類等乾燥して食用に供されるもの（水戻しして基準値（100Bq/kg）が適用される食品を除く。）等の加工品を含む。）

## 2 検査対象市町村等の設定

### (1) 基準値を超える放射性セシウムを検出した品目の検査

ア 平成26年4月以降、県内で基準値を超える放射性セシウムが確認された品目

当該品目から基準値の1／2を超える放射性セシウムを検出した地域及び主要な産地において市町村ごとに3検体以上実施する。

その他の市町村では1検体以上実施する。

イ 平成26年4月以降、県内で基準値の1／2を超える放射性セシウムが確認された品目（アを除く。）

当該品目から基準値の1／2を超える放射性セシウムを検出した地域において市町村ごとに3検体以上実施する。

その他の市町村では1検体以上実施する（県内を市町村を越えて複数の区域に分割し、区域単位で3検体以上実施することもできる。）

### (2) 基準値の1／2を超える放射性セシウムを検出した品目の検査

平成26年4月以降、県内で基準値の1／2を超える放射性セシウムが確認された品目について、当該品目から基準値の1／2を超える放射性セシウムを検出した地域においては市町村ごとに3検体以上、その他の地域においては市町村ごとに1検体以上（県内を市町村を越えて複数の区域に分割し、区域単位で3検体以上とすることもできる。）、それぞれ実施する。

### (3) 検体採取を行う地点の選択に当たっては、土壤中のセシウム濃度、環境モニタリング検査結果、過去に当該品目の検査で基準値の1／2を超える放射性セシウムを検出した地点等を勘案するとともに、放射性セシウム濃度が高くなる原因の一部が判明している品目については、当該要因が当てはまる地点を優先して選択する。

### (4) 水産物については、本県沖合海面を7つの海域に区分し、同様に実施する。

## 3 検査の頻度

週1回程度（ただし、品目の生産・出荷等の実態に応じて検査を実施するものとする。）

農産物、野生のきのこ・山菜などのように収穫時期が限定されている品目については収穫の段階で検査を実施する。

乳については2週間に1回以上とする。

水産物については、原則として週1回程度とし、漁期のある品目については、漁期開始前に検査を実施し、漁期開始後は週1回程度の検査を継続する。

ただし、基準値を超える又は基準値に近い放射性物質が検出された場合は検査頻度を強化する。

## 4 検査計画及び検査結果の公表

検査計画及び検査結果については、県ホームページ（放射能情報サイトみやぎ）で公表する。

## 5 検査結果に基づく措置

- (1) 出荷前の農産物、林産物、畜産物及び水産物等については、基準値を超えた場合は出荷の自粛を要請し、市場に流通させない措置をとる。
- (2) 基準値を超えた食品については、食品衛生法により廃棄、回収等の必要な措置をとる。

なお、加工食品が基準値を超えた場合には、食品衛生法による措置のほか、原因を調査し、必要に応じ原料の生産地におけるモニタリング検査の強化等の対策を講じる。

## 6 出荷制限後の検査計画の見直し

原子力災害対策本部より出荷制限の指示が出た品目・区域については、検体の採取が可能な品目については、継続して検査を実施し、実態を把握することとする。

また、一部出荷制限解除品目については、県が定める管理計画に基づく頻度にて検査を行うこととする。

※農畜水産物等の検査計画の詳細は別紙のとおりです。

## 県内農畜水産物等の放射性物質検査計画【平成27年度第2四半期分】

宮城県

区分		月別種別計画			備考
		7月	8月	9月	
農産物	穀類	小麦 大麦 そば (30点程度)	米 小麦 大麦 (20点程度)	米 (230点程度)	
	野菜類・果実類	エダマメ キュウリ コマツナ スイートコーン タマネギ トマト ナス ニンジン ブルーベリー ホウレンソウ 等 (130点程度)	カボチャ コマツナ ジャガイモ ナス 日本ナシ ニンジン リンゴ 等 (140点程度)	カブ キャベツ コマツナ サツマイモ ダイコン トマト 日本ナシ ブドウ リンゴ 等 (100点程度)	
林産物	きのこ類	菌床えのきたけ 菌床しいたけ 菌床なめこ 菌床まいたけ 原木しいたけ はたけしめじ (10点程度)	菌床きくらげ 菌床なめこ 菌床まいたけ 原木しいたけ (10点程度)	菌床しいたけ 菌床まいたけ 原木しいたけ 野生きのこ類 (50点程度)	
	山菜類	たけのこ (20点程度)	葉わさび (1点程度)	くり 根わさび (2点程度)	
畜産物		原乳 (15点)	原乳 (10点)	原乳 (10点)	
		牛肉 2,500点程度 (出荷牛全頭)	牛肉 2,500点程度 (出荷牛全頭)	牛肉 2,500点程度 (出荷牛全頭)	
水産物	海産魚種	表層	カタクチイワシ マイワシ サバ類 マアジ	カタクチイワシ マイワシ サバ類 マアジ	カタクチイワシ マイワシ サバ類 マアジ
			スズキ アイナメ ソイ メバル マダイ クロダイ ヒガシフグ	スズキ アイナメ ソイ メバル マダイ クロダイ ヒガシフグ	スズキ アイナメ ソイ メバル マダイ クロダイ ヒガシフグ
			ヒラメ類 カレイ類 タラ類 アナゴ類 キチジ エゾイソアイナメ ケムシカジカ タコ シャコ	ヒラメ類 カレイ類 タラ類 アナゴ類 キチジ エゾイソアイナメ ケムシカジカ タコ シャコ	ヒラメ類 カレイ類 タラ類 アナゴ類 キチジ エゾイソアイナメ ケムシカジカ タコ シャコ
			アカガレイ(もしくはアサリ) ツブガレイ キタムラサキウニ	アカガレイ(もしくはアサリ) ツブガレイ キタムラサキウニ	アカガレイ(もしくはアサリ) ツブガレイ キタムラサキウニ
		貝類	コンブ	コンブ	コンブ
			(380点程度)	(380点程度)	(380点程度)

	内水面魚種				
下流域	ウグイ アユ ウナギ	ウグイ アユ ウナギ	ウグイ アユ ウナギ		
	イワナ ヤマメ	イワナ ヤマメ	イワナ ヤマメ		
(20点程度)		(20点程度)	(20点程度)		
野生鳥獣	イノシシ ニホンジカ ツキノワグマ	イノシシ ニホンジカ ツキノワグマ	イノシシ ニホンジカ ツキノワグマ キジ カルガモ		
(16点程度)		(17点程度)	(17点程度)		
食品	牛乳・乳飲料 乳児用粉ミルク 発酵乳・乳酸菌飲料 食肉製品等食肉加工品・ 鶏肉・鶏卵 魚介類加工品・水産加工品 漬物等野菜加工品 麵類等穀物加工品・豆類 加工品・こんにゃく そうざい 豚・めん山羊・馬	牛乳・乳飲料 発酵乳・乳酸菌飲料 食肉製品等食肉加工品・ 鶏肉・鶏卵 漬物等野菜加工品 そうざい 豚・めん山羊・馬	牛乳・乳飲料 発酵乳・乳酸菌飲料 食肉製品等食肉加工品・ 鶏肉・鶏卵 漬物等野菜加工品 そうざい 豚・めん山羊・馬	清涼飲料水 牛乳・乳飲料 ベビーフード・乳児用おやつ 発酵乳・乳酸菌飲料 食肉製品等食肉加工品・ 鶏肉・鶏卵 乾燥野菜(果実)・ジャム・野菜(果実)ジュース 漬物等野菜加工品 麵類等穀物加工品・豆類 加工品・こんにゃく そうざい 豚・めん山羊・馬	
(34点程度)		等	(34点程度)	等	(34点程度)